

【電子申請届出システム】 介護事業所向け操作ガイド

第1.11版
(令和5年5月16日更新)

【改訂履歴】

目次

No.	章	節	ページ
1	はじめに		
1-1		本システムでできること	P.3
1-2		ご利用条件	P.6
2	システム利用にあたっての準備		
2-1		ログインする	P.7
2-2		システム共通操作	P.9
3	基本操作（申請・届出編）		
3-1		新規指定申請	P.11
3-2		変更届出	P.26
3-3		その他の申請・届出	P.44
4	基本操作（検索・確認編）		
4-1		申請・届出の検索	P.57
4-2		申請・届出内容の確認	P.68
5	こんなときには		
5-1		こんなときには	P.70
5-2		問い合わせ先	P.81

1. はじめに

1-1. 本システムでできること

(1) 本システムでできること

申請（届出）者が本システムでできることは以下のとおりです。

- ・ 介護事業所の指定申請等のかかる申請（届出）を、添付書類含めて、指定権者（自治体）にオンラインで提出することができます。
- ※提出可能な申請（届出）は次ページのとおりです。

・ 本システムで過去に提出した申請（届出）の内容確認や、処理状況の確認を行うことができます。

- ※指定権者により、本システムによる提出を受けている申請（届出）の種類は異なります。
- 本システムのご利用前に、提出先の指定権者に、本システムによる提出を受け付けているか、事前にご確認ください。

1. はじめに

1-1. 本システムできること

(2) 各申請（届出）について

本システムで提出可能な申請（届出）は以下のとおりです。

No.	申請（届出）名称	申請（届出）内容	参考章節
1	新規指定申請	新規指定申請が行えます。	「3-1. 新規指定申請」を参照
2	介護保険事業の変更届出	介護保険事業の変更届出が行えます。	「3-2. 変更届出」を参照
3	法人情報に係る一括変更届出	複数事業所を運営する法人における法人上の一括変更届出が行えます。 ※現在はご利用いただけません。	なし
4	更新申請	更新申請が行えます。	「3-1. 新規指定申請」を参照
5	再開届出	再開届出が行えます。	「3-3. その他の申請・届出」を参照
6	廃止・休止届出	廃止・休止届出が行えます。	「3-3. その他の申請・届出」を参照
7	指定辞退届出	指定辞退届出が行えます。	「3-3. その他の申請・届出」を参照
8	指定を不要とする旨の届出	指定を不要とする旨の届出が行えます。	「3-3. その他の申請・届出」を参照
9	介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請	介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請が行えます。	「3-3. その他の申請・届出」を参照

次のページへ続きます-----

1. はじめに

1-1. 本システムできること

(2) 各申請（届出）について

No.	申請（届出）名称	申請（届出）内容	参考章節
10	介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請	介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請が行えます。	「3-3. その他の申請・届出」を参照
11	介護老人保健施設・介護医療院広告事項許可申請	介護老人保健施設・介護医療院広告事項許可申請が行えます。	「3-3. その他の申請・届出」を参照
12	介護予防支援委託の届出	介護予防支援委託の届出が行えます。	「3-3. その他の申請・届出」を参照
13	加算に関する届出	加算に関する届出が行えます。	「3-3. その他の申請・届出」を参照
14	他法制度に基づく申請届出	介護保険法以外の法制度に基づく申請届出が行えます。	「3-3. その他の申請・届出」を参照

1. はじめに

1-2. ご利用条件

(1) 対応ブラウザについて

ご利用する際は以下に示す対応ブラウザであることをご確認ください。

No.	対応ブラウザ	推奨バージョン
1	Microsoft Edge	最新バージョン
2	Safari	最新バージョン
3	Chrome	最新バージョン

(2) ブラウザ設定について

本システムを利用するにあたっては以下の条件が必要です。

- 当サイトドメインに関するクッキー（Cookie）を継続的に受け入れられること
- JavaScriptが動作可能であること

※デフォルトの設定では問題ないですが、ブラウザの設定等により設定を変更している場合は変更をお願いいたします。

2. システム利用にあたっての準備

2-1. ログインする

(1) ログインする

ログインには、GビズIDアカウントを利用します。GビズIDを既に持っている場合は、「GビズIDでログインする」をクリックすると、「GビズIDのログイン」画面が表示されますので、アカウントIDおよびパスワードを入力して「ログイン」をクリックします。GビズIDを持つない事業所は、GビズIDアカウントをご作成ください。「GビズIDを作成する」をクリックすると、「GビズIDのアカウント作成」画面に画面移動します。



- 注意事項**
- 本システムでは、利用できるGビズIDのアカウント種類は、「**gBizID プライム**」と「**gBizID メンバー**」のみになります。
 - GビズIDのログインおよびアカウント作成につきましては、「**gBizID**」 (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) にお尋ねください。
 - 本システムでは、ログインしたGビズIDごとに申請(届出)データが作成され、他のGビズIDからは申請(届出)データを**参照・更新する**ことは**できない**ため、ご注意願います。なお、「gBizID プライム」については、「gBizID プライム」が作成した「gBizID メンバー」の申請(届出)データは、**参照する**ことが**可能**です。

2. システム利用にあたっての準備

2-1. ログインする

(2) アカウント登録を行う（初回ログイン時設定）

初回ログインした場合には、「アカウント登録」画面が表示されます。各項目の入力を行ってください。
※2回目以降のログイン時には表示されません。

補足事項

電子申請届出システム

● お世話会せ先 ● ハード ● ご利用条件

介護サービス情報指定申請システム、アカウント登録

このIDで介護サービス情報指定申請システムに初めてログインする場合は、介護ｻｰﾋﾞｽ情報指定申請システムのアカウント登録が必要です。

「※お世話会せ先登録」
必要な情報を記入しアカウント登録を行ってください。

法人名※	性別	名
介護事業所名	利用者電話番号	性
介護者電話番号	利用者氏名※	名
利用者電話番号※	利用者メールアドレス※	性別
確認		
戻る		

● ここページのトップへ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

補足事項

○ 本画面で登録した内容はメニュー画面右上にある「ユーザ情報」をクリックすると表示される「ユーザ情報変更」画面で変更することができます。

各入力項目は、以下の留意事項を踏まえて内容を設定してください。

No.	登録項目	留意事項
1	法人名	本項目に入力した値が、各申請（届出）書の様式の申請者名称に自動的に設定されます。
2	介護事業所名	（任意）将来的にシステムにて利用される予定の項目です。
3	代表者電話番号	（任意）将来的にシステムにて利用される予定の項目です。
4	利用者氏名	指定権者からの確認及び本システムからお知らせのメールが送信できない等の問題が発生した場合に、電話連絡を行う際の連絡先情報として、本項目に入力した内容が使用されます。
5	利用者電話番号	
6	利用者メールアドレス	本システムからお知らせのメールが送付されます。たとえば、各申請（届出）情報の提出完了や指定権者の受付結果に関する通知です。そのため、申請状況のメールを受け取りたいメールアドレスを設定してください。 ※電子申請届出システムから送信するメール(@ kaigokensaku.mhlw.go.jp)が受信できるように設定をお願いします。

2. システム利用にあたっての準備

2-2. システム共通操作

(1) 申請届出メニューについて



- ① 設定変更やヘルプの参照等を行う際はこちらのメニューから各画面を開くことができます。
- ② 申請（届出）の状況を確認したい場合は、本メニューをクリックしてください。「申請届出状況確認」画面が表示され、作業中・申請済の申請届出の検索、検索結果の一覧で状況確認・作業再開等、差戻しの再申請を行えます。
- ③ 申請（届出）を行いたい場合は、行いたい申請（届出）のメニューをクリックしてください。「申請（届出）先選択」画面が表示され、申請（届出）が行えます。

2. システム利用にあたっての準備

2-2. システム共通操作

(2) 一時保存について

本システムでは、入力情報を申請（届出）前に保存する一時保存機能があります。一時保存を行いたい場合は、各申請（届出）画面に用意された以下のような「一時保存」ボタンをクリックしてください。一時保存した申請（届出）情報は「申請届出状況確認」画面（「4-1. 申請・届出の検索」参照）から確認・再編集できます。

The screenshot shows the 'Temporary Save' screen of the electronic application system. At the top, there is a red box labeled '注意事項' (Attention). Inside the box, the following text is displayed:

○一時保存を行わずにブラウザを閉じる、または別な機能に画面移動すると入力した内容は保存されませんのでお気をつけてください。なお、一時保存した申請（届出）について申請（届出）を行わなかつた場合は**30日間**で削除されます。

The main interface includes tabs for '申請先選択' (Application recipient selection), '様式入力' (Form input), '添付書類アップロード' (Attachment document upload), and '確認' (Confirmation). There are also buttons for '次へ' (Next) and '一時保存' (Temporary save).

3. 基本操作（申請・届出編）

3-1. 新規指定申請

（1）概要フロー

- 新規指定申請の主な流れを以下に記載します。

1. 『新規指定申請』を選択する
2. 申請先を登録する
3. 様式情報を登録する
4. 付表情報を登録する
5. 添付書類を登録する
6. 登録する内容を確認する
7. 登録完了を確認する

3. 基本操作（申請・届出編）

3-1. 新規指定申請

（2）操作手順

1. 『新規指定申請』を選択する

電子申請届出システム

① 申請届出先 ◉ ヘルプ ◉ ユーザ登録 ◉ 利用条件 ◉ ログアウト

メニュー

② 申請届出メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

1. 申請届出状況確認
申請・届出の状況確認、差戻しがあった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

③ 申請届出メニュー

新規指定申請

新規指定申請を行なえる
新規指定申請を行なえる

2. 変更届出

1. 介護保険事業の変更届出
介護保険事業者ごとに必要な届出を行なえる
法人情報に係る「括変更届出」
複数事業者を運営する法人に対する法人情報の一括変更届出を行なえる

2. 介護老人保健施設介護医療院
介護老人保健施設介護医療院
告合事項届出

3. 更新申請
更新情報を行なえる

4. その他
1. 用印提出
2. 施工・施工届出
3. 指定選出
4. 指定を不要とする旨の届出※
5. 介護老人保健施設介護医療院
開院許可事項変更申請※
6. 介護老人保健施設介護医療院
告合事項届出※
7. 介護老人保健施設介護医療院
広告事項届出

8. 分譲予防支援委託の届出※
※おから71は居宅施設サービとのみ、8は地域密着型サービスのみ

5. 加算に関する届出
加算に関する届出を行なえる

6. 地法制度に基づく申請届出
介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行なえる

●このページのトップへ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

3. 基本操作（申請・届出編）

3-1. 新規指定申請

（2）操作手順

2. 申請先を登録する

- ① 申請するサービスの分類を選択します。
- ② 提出先の指定権者が存在する都道府県を選択します。
- ③ 申請先となる指定権者を選択します。
- ④ ①～③の入力が完了後、『次へ』をクリックします。

電子申請届出システム

新規指定申請 申請先選択

申請先窓口となる指定権者区分と都道府県または市区町村を選択して次へを押してください。

【指定権者区分入力画面構成メニュー】

① 1 サービス種別
② 居宅施設 ○地域密着型 ○専門担当
③ 都道府県選択
新規登録
登録済
④ 3 申請先選択
申請先
【選択して下さい】

※指定権者区分が政令市・中核市・その他の市町村など場合には、指定権者選択においては、該当の市町村まで必ず選択してください。
※選択した指定権者区分に応じて、表示される画面で選択するため、ご承知おきください。
※本格運用を開始していない、自治体もありますので、**④**の申請先自治体に確認をお願いいたします。

一時保存 次へ メニューへ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

© 2014-10のツバ

3. 基本操作（申請・届出編）

3-1. 新規指定申請

(2) 操作手順

3. 様式情報を登録する

電子申請届出システム

メニュー > 新規登録申請

申請先選択 > 納式入力 > 表表入力 > 添付書類アップロード > 確認

新規指定申請 居宅施設 第1号様式

事前相談後、事業開始日の1か月前までに申請が必要です。
画面の項目を入力し、案内に沿って申請をお願いします。

① 事前相談を実施している。

記載要領

1. 申請者と請求者の所在地情報を必ず一致させる必要があります。
また、申請者と請求者の所在地情報は、基本登記事項証明書の内容を記載しますが、建物名や部屋番号の記入も可能です。

次のページへ続きます

3. 基本操作 (申請・届出編)

3-1. 新規指定申請

(2) 操作手順

3. 様式情報を登録する

3

事業所名称・所在地等を自動入力する

※必須項目です。

申告番号			
法人名※			
住所※			
郵便番号:	〔生産自動入力〕 郵便局名: 市町村名 〔選択して下さい〕>		
主な事業所の所在地※	〔選択して下さい〕>		
連絡先:			
電話番号	〔内線〕 <input type="text"/>	FAX番号 <input type="text"/>	
Email			
法人等の登録番号※	選択して下さい。 ▼		
代表者の現用名※			
代表者の旧用名※			
代表者の既用名※			
代表者の生年月日※	西暦 <input type="text"/>	年 <input type="text"/>	月 <input type="text"/>
郵便番号:	〔生産自動入力〕 郵便局名: 市町村名 〔選択して下さい〕>		
主な事業所の所在地※	〔選択して下さい〕>		
連絡先:			

申請者情報を以下にコピーする

③ 申請者の各項目を入力します。

③ 申請者の各項目を入力します。

○『事業所名稱・所在地等を自動入力する』は事業所番号に紐づく事業所情報を自動入力することができます。操作方法の詳細は「5-1. こんなときには」の「(5)自動入力を利用したい」をご参照ください。

○『申請者情報を以下にコピーする』は申請者に入力した内容を様式申請者にコピーすることができます。必要に応じてご活用ください。

○申請者に入力した値は様式エクセルの右上の申請者に表示されます。

○ユーチャ情報の法人名が申請者の名称にプリセットされます。

卷首語

○※印のある項目は必須項目です

○以下の項目は「カタカナ」もしくは「ひらがな」で入力してください。

○『郵便番号』は半角数字3桁-（半角ハイフン）半角数字4桁で入力してください。

○以下の項目は半角で入力をお願ひします。
〔電話番号〕 〔内線番号〕 〔FAX番号〕 〔Email〕 〔年月日〕

次のページへ続きます

3. 基本操作 (申請・届出編)

3-1. 新規指定申請

(2) 操作手順

3. 様式情報を登録する

- ④ 申請対象とするサービスをクリックします。
- ⑤ 申請対象とするサービスの日付を入力します。
- ⑥ ①～⑤の入力が完了後、『次へ』クリックします。

注意事项

○『年月日』の項目は半角で入力をお願いします。

3. 基本操作（申請・届出編）

3-1. 新規指定申請

（2）操作手順

4. 付表情報を登録する

電子申請届出システム

メニュー > 新規指定申請

申請先選択 > 標式入力 > 付表入力 > 添付書類アップロード > 確認

新規指定申請 居宅施設 付表入力タップ

申請には、以下の付表の提出が必要となります。各付表ご情報を入力してください。
すべての申請しようとしている事業が、入力済みとなると次へボタンがクリックできます。

申請しようとしている事業	提出が必要な付表	入力状況
訪問介護	付表1:訪問介護事業所	未入力 ① <input checked="" type="checkbox"/> 挿入

一時保存 次へ 戻る

このページのナビゲーション

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right Reserved.

- ① 任意の『編集』をクリックし、付表の情報入力を行います。

- すべての付表の入力状況が『入力済』とならないと『次へ』ボタンはクリックできませんのでお気をつけください。
- 本体と予防を選択した場合はどちらかを入力すると、もう一方に入力した内容が自動で登録されます。

次のページへ続きます

3. 基本操作（申請・届出編）

3-1. 新規指定申請

（2）操作手順

4. 付表情報を登録する

電子申請届出システム

新規登録申請
申請先選択 > 標式入力 > 可変入力 > 添付書類アラウドコード > 極器

新規登録申請 居宅施設登録 付表1 評議会登録事業所

記載要領
1. 管理者の兼用については、添付資料にて確認用紙の欄面番号を登録することができます。
2. 当該事業を事業所在地以外の場所にいる場合は、登録場所で「登録場所」欄に「所在地等を記入してください。
また、証書等については、二枚の表に記載する箇所を必ず記載してください。

事業所名様・所在地等を自動入力する

※登録項目です。

②

② 付表の各項目を入力します。

補足事項

○『事業所名様・所在地等を自動入力する』は事業所番号に紐づく事業所情報を自動入力することができる機能です。操作方法の詳細は「5-1. こんなときは」の「(5)自動入力を利用したい」をご参照ください。

注意事項

○※印のある項目は必須項目です。

○以下の項目は「カタカナ」もしくは「ひらがな」で入力してください。
『フリガナ』、『セイ』、『メイ』

○『郵便番号』は半角数字3桁-（半角ハイフン）半角数字4桁で入力してください。

○以下の項目は半角で入力をお願いします。
『電話番号』、『内線番号』、『FAX番号』、『Email』、『年月日』

次のページへ続きます-----

3. 基本操作（申請・届出編）

3-1. 新規指定申請

（2）操作手順

4. 付表情報を登録する

（訪問介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合）

The screenshot shows a web-based application form for 'New Application'. At the top right, there is a green button labeled '事業所登録' (Establishment Registration). Below it, there is a red box containing the text '②' and the heading '4. 付表情報を登録する' (Register付表情報). The main form area has a wavy border and contains several input fields for registration information. At the bottom right of the form area, there is a red box containing the text '③' and the button '一括保存' (Batch Save). To the right of the form, there is a vertical green bar with the text '事業所登録' and a small circular icon.

②

③

- ③ 必要事項をすべて入力後に、『入力完了』を
クリックします。

3. 基本操作（申請・届出編）

3-1. 新規指定申請

（2）操作手順

4. 付表情報を登録する

④ 付表の「入力状況」をすべて「入力済」にし、『次へ』をクリックします。

電子申請届出システム

新規指定申請

申請先選択 > 標式入力 > 付表入力 > 添付書類アップロード > 確認

新規指定申請 居宅施設 付表入力タップ

申請には、以下の付表の提出が必要となります。各付表に情報を入力してください。
すべての申請しようとしている事業が、「入力済」になると「次へ」ボタンがクリックできます。

申請しようとしている事業 新規申請	提出が必要な付表 付表1 評議会議事録	入力状況 入力済	選択
----------------------	------------------------	-------------	----

一時保存 次へ 戻る

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

3. 基本操作（申請・届出編）

3-1. 新規指定申請

（2）操作手順

5. 添付書類を登録する

電子申請届出システム

メニュー > 新規指定申請

申請先選択 > 様式入力 > 付表入力 > 添付書類アップロード > 検認

新規指定申請 居宅施設 添付書類アップロード

● 付表 [添付書類]

添付書類	参考様式	アップロードファイル ①	アップロード日時	ファイル形式	コメント欄又は説明欄
1 登記事項明細又は条例等	付表1	<input type="button" value="ファイルを選択"/>	選択されていません	pdf形式	
2 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	付表1	<input type="button" value="ファイルを選択"/>	選択されていません	pdf形式	
3 サービス提供責任者の会員登録	付表1	<input type="button" value="ファイルを選択"/>	選択されていません	pdf形式	
4 申請図1	付表1	<input type="button" value="ファイルを選択"/>	選択されていません	pdf形式	

注意事項

○アップロードファイルは指定権者により必須となる
ファイルが予め決められております。

次のページへ続きます

3. 基本操作（申請・届出編）

3-1. 新規指定申請

（2）操作手順

5. 添付書類を登録する

● 他法制度に基づく届出書類アップロード

添付する届出書類は、以下アップロードしてください。

書類名	添付書類が以下の法制度に基づく届出書類は、以下アップロードしてください。	アップロード日時	削除
法定事業者登記(個人)による届出書類(簡易登記)	法定事業者登記(個人)による届出書類(簡易登記)	アップロード	削除
1	<input type="text"/>	<input type="button" value="ファイルを選択"/>	<input type="button" value="削除"/>
2	<input type="text"/>	<input type="button" value="ファイルを選択"/>	<input type="button" value="削除"/>

【追加】

書類名	添付書類が以下の法制度に基づく届出書類は、以下アップロードしてください。	アップロード日時	削除
老人保健支給事業届出書類	老人保健支給事業届出書類	アップロード	削除
1	<input type="text"/>	<input type="button" value="ファイルを選択"/>	<input type="button" value="削除"/>
2	<input type="text"/>	<input type="button" value="ファイルを選択"/>	<input type="button" value="削除"/>

● 他法制度に基づく届出書類アップロード

介護保険法以外の他の法制度に基づく届出書類は、以下アップロードしてください。

書類名	添付書類が以下の法制度に基づく届出書類は、以下アップロードしてください。	アップロード日時	削除
老人保健支給事業届出書類	老人保健支給事業届出書類	アップロード	削除
1	<input type="text"/>	<input type="button" value="ファイルを選択"/>	<input type="button" value="削除"/>
2	<input type="text"/>	<input type="button" value="ファイルを選択"/>	<input type="button" value="削除"/>

● ごページのトップへ

④ 添付書類をすべてアップロード後に、『次へ』をクリックします。

○ 【計算に関する届出書類】及び【他法制度に基づく届出書類】を同時にアップロードすることで同時に申請届出することができます。

3. 基本操作（申請・届出編）

3-1. 新規指定申請

（2）操作手順

6. 登録する内容を確認する

電子申請届出システム

① 申請先選択 > 様式入力 > 表表入力 > 添付書類アップロード > 確認

新規指定申請 居宅施設 申請情報確認

申請内容を確認して申請ボタンを押してください。

申請者	テストブリガナ
氏名	テスト名称
064-0041	

① 「上記内容でお間違いかなければチェックを入れてください。」

申請 戻る

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

このページのトップへ

- ① 確認画面で登録内容を確認後に、「上記内容でお間違いかなければチェックを入れてください」をクリックしチェックを入れます。

補足事項

- 「上記内容でお間違いかなければチェックを入れてください」にチェックを入れることで、『申請』がクリックできるようになります。

次のページへ続きます

3. 基本操作（申請・届出編）

3-1. 新規指定申請

（2）操作手順

6. 登録する内容を確認する

電子申請届出システム

② 『申請』をクリックし、登録する内容を指定権者へ申請します。

メニュー > 新規指定申請

申請先選択 > 様式入力 > 表表入力 > 添付書類アップロード > 確認

新規指定申請 居宅施設 申請情報確認

申請内容を確認して申請ボタンを押してください。

● 申請者

申請者	テストブリガナ
氏名	テスト名
名前	064-0041

上記内容を間違いないか確認してチェックを入れてください。

② 申請 戻る

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

● このページのトップへ

3. 基本操作（申請・届出編）

3-1. 新規指定申請

（2）操作手順

7. 登録完了を確認する

The screenshot shows a confirmation message: '新規指定申請完了' (New Specification Application Completed). It includes a note: '申請が完了しました。申請番号はA000004455です。登録されたメールアドレスに、申請完了を通知するメールを送信しました。申請状況を確認したい場合は、「メニュー」から「申請届出状況確認」を選択、又は通知メールに記載されているURLから「申請届出状況確認」のページを開いてください。' (The application has been completed. The application number is A000004455. An email notification was sent to the registered email address. If you want to check the application status, select 'Application Submission Status Confirmation' from the menu or click the URL in the notification email.)

補足事項

○申請が完了すると完了画面を表示されます。

○申請番号は事業所様によって異なります。

※申請番号は「申請届出状況確認」画面で確認を行う場合に当該申請時に活用できます。

○申請完了後、登録されたメールアドレスに申請完了の通知をメールで送信します。メールでは申請内容を確認することができます。

○申請状況の確認は、指定権者から送られてくるメール若しくは、「申請届出状況確認」画面からご確認ください。「申請届出状況確認」画面は「申請届出メニュー」画面で「申請届出状況確認」をクリックしていただくことで確認が可能です。

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 変更届出

（1）概要フロー

- ・介護保険事業の変更届出の主な流れを以下に記載します。

1. 『介護保険事業の変更届出』を選択する
2. 届出先を登録する
3. 様式情報を登録する
4. 法人情報を登録する
5. 付表情報を登録する
6. 添付書類を登録する
7. 登録する内容を確認する
8. 登録完了を確認する

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 変更届出

（2）操作手順

1. 「介護保険事業の変更届出」を選択する

The screenshot shows the 'Electronic Application Submission System' interface. At the top, there are several checkboxes: '認証番号表示' (Checkmark), 'ヘッダー' (Checkmark), 'ユーザ登録' (Checkmark), 'ご利用規約' (Checkmark), and 'ログアウト' (Checkmark). Below these, the text '申請届出メニュー' is displayed.

① A red box highlights the first item in the menu:

【状況確認および入力画面開示メニュー】

1. 申請届出状況確認
申請届出の状況確認。差戻(ごとこ)・中止・届出済みの再申請・届出済み行方不明

② A red box highlights the second item in the menu:

【申請届出メニュー】

1. 新規登録申請
新規登録を行う機能

2. その他
1. 期間届出
2. 施設・体外届出
3. 指定届出
4. 指定不実施による届出
5. 介護老人保健施設・介護医療院・開設許可申請受付
6. 介護老人保健施設・介護医療院・管理委託申請受付
7. 介護老人保健施設・介護医療院・広告宣伝許可申請受付
8. 会員登録
※これらは居宅介護サービスのみ。日本地図表示サービスのみ

3. 更新申請
更新申請を行う機能

4. 加算上昇届出
加算上昇する届出を行なえる機能

5. 他法則届出・基づく申請届出
他法則届出・基づく申請届出を行なえる機能

6. 介護保険法の法規に基づく申請届出を行なう機能

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

- ① 「申請届出メニュー」画面を表示します。
- ② 「介護保険事業の変更届出」をクリックします。

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 変更届出

（2）操作手順

2. 届出先を登録する

電子申請届出システム

【メニュー】> 介護保険事業者の変更届出

届出先選択 > 標式入力 > 法人情報の変更 > 付表入力 > 添付書類アップロード > 確認

① 介護保険事業者の変更届出 届出先選択

届出先窓口となる指揮者区分と都道府県または市区町村を選択して「次へ」を押してください。

② 1 サービス分類選択
○居宅介護支援 ○地域密着型 ○基準該当 ○総合事業

③ 2 都道府県選択
新潟県 □選択して下さい

④ 3 届出先選択
届出先 □選択して下さい

※指定管理者区分が複数ある場合は、該当の市町村を選択して下さい。
※選択した指定管理者区分に応じて、精式入力画面で選択できる箇所が変更となります。
※本機能を開始していない旨体をありますので、**次へ**を押す前に、**一時保存**を実行してお願いいたします。

メニューヘ 次へ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

- ① 届出するサービスの分類を選択します。
- ② 提出先の指定権者が存在する都道府県を選択します。
- ③ 届出先となる指定権者を選択します。
- ④ ①～③の入力が完了後、『次へ』をクリックします。

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 變更届出

(2) 操作手順

3. 様式情報を登録する

電子申請届出システム

メニュー	介護保険事業の変更提出	
	届出者登録	>
	株式会社A	>
	介護保険事業の変更届出	
	住宅施設	
	申請書類	
	様式	
	※各項目を端末で入力する必要がありますので、事前に申請用台帳に複数枚を用意します。	
	画面の項目に沿って順序通り操作して下さい。	
	1.「変更があった事例」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。	
	2.「記載用紙」	

1

① 様式の各項目を入力します。

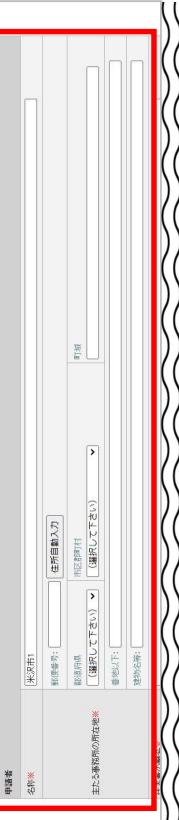
項事足補

-)『事業所名稱・所在地等を自動入力することができる機能です。操作方法の詳細は「5-1. こんなときには」の「(5)自動入力を利用したい」をご参照ください。

- 申請者に入力した値は様式エクセルの右上の申請者に表示されます。
○「データ情報」欄が申請者のタスクにプリセットされます。

注意事項

- 『郵便番号』は半角数字3桁-（半角ハイフン）半角数字4桁で入力してください。
 - 『年月日』の項目は半角で入力をお願ひします。



3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 変更届出

(2) 操作手順

3. 様式情報を登録する

② 届出対象とするサービスをクリックします。

(2)	<input type="checkbox"/> 給付介護 <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション <input type="checkbox"/> 短期入所生活支援(単型) <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護(空型・特養の併設型) <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護(空型・特養以外の併設型) <input type="checkbox"/> 完整入所支援介護 <input type="checkbox"/> 持定送給介護士・看護士・介護士 <input type="checkbox"/> 温浴用具貸与 <input type="checkbox"/> 特定浴槽用具販売 <input type="checkbox"/> 介護老人生活支援 <input type="checkbox"/> 介護士・介護福祉士 <input type="checkbox"/> 介護看護師 <input type="checkbox"/> 介護予防訪問介護 <input type="checkbox"/> 介護予防門前看護 <input type="checkbox"/> 介護予防訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 介護予防訪問看護指導 <input type="checkbox"/> 介護予防訪問介護(単型) <input type="checkbox"/> 介護予防訪問入所生活介護(単型) <input type="checkbox"/> 介護予防訪問入所生活介護(空型・特養の併設型) <input type="checkbox"/> 介護予防訪問入所生活介護(空型・特養以外の併設型) <input type="checkbox"/> 介護予防訪問入所介護 <input type="checkbox"/> 介護予防訪問介護 	
サービスの特徴※		
<input type="checkbox"/> 未選択	<input type="checkbox"/> 未選択	<input type="checkbox"/> 未選択
特定介護施設の運営用具販売 <input type="checkbox"/>		
事業者用印 <input type="checkbox"/>		

-次のページへ続きます-

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 変更届出

（2）操作手順

3. 様式情報を登録する

変更がなかった事項

<input type="checkbox"/> 事業所(法人)の名称	<input type="checkbox"/> 事業所(法人)の管理者の氏名、生年月及び住所(法人登記者と同一の場合は、事前に登記を受ける。)
<input type="checkbox"/> 事業所(法人)の所在地	<input type="checkbox"/> サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び電話
<input type="checkbox"/> 申請者の名前	<input type="checkbox"/> 運営取組
<input type="checkbox"/> 主たる事業所の所在地	<input type="checkbox"/> 協力医療機関(併院)・協力薬剤医療機関
<input type="checkbox"/> 法人登録類	<input type="checkbox"/> 事業所の種別
<input type="checkbox"/> 代表者(開業者)の氏名、生年月日及び住所	<input type="checkbox"/> 提供する医工看護看護指導の種類
<input type="checkbox"/> 登記事証明書・条例等 (当該事項に該当する場合は記入する。)	<input type="checkbox"/> 事業実施形態 (本制度における認定登記法人の場合は、空港型・住設型の選択)
<input type="checkbox"/> 共生生活サービスの設置場所	<input type="checkbox"/> 利用料・入居費又は賃借料の定員
<input type="checkbox"/> 事業所(法人)の建物の構造、専用面積等	<input type="checkbox"/> 温湿度用具の有無・消滅方法 (未記入でいる場合は、柔軟性の状況)
<input type="checkbox"/> 利用施設の種別 (商品・施設・介護事業及び施設・入浴・福祉事業)	<input type="checkbox"/> 供給施設の状況等
<input type="checkbox"/> 利用施設の推定数	<input type="checkbox"/> 介護士採用目的の氏名及びその資格等

③ 变更があった事項を選択します。

④ ①～③の入力が完了後、『次へ』をクリックします。

補足事項

- 「変更があった事項」で「法人に関わる項目」を選択した場合は、「法人情報の変更」画面に画面移動します。（「法人に関する項目」については次ページを参照してください。）
- 「変更があった事項」で「法人に関わる項目」を選択した場合は、「付表入力トップ」画面に画面移動します。

注意事項

- 選択した「サービスの種類」に応じて、「変更があった事項」の選択肢は変動します。

戻る
次へ
一時保存
⑤

●このページのトップへ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 変更届出

（2）操作手順

3. 様式情報を登録する
「法人情報の変更」画面に画面移動する「法人に関する項目」を以下に記載します。

No.	サービスの分類	変更がかった事項
1	居宅施設	申請者の名称
2	居宅施設	主たる事務所の所在地
3	居宅施設	法人等の種類
4	居宅施設	代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所
5	居宅施設	登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）
6	地域密着型	申請者の名称
7	地域密着型	主たる事務所の所在地
8	地域密着型	法人等の種類
9	地域密着型	代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所
10	地域密着型	登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）

次のページへ続きます-----

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 変更届出

（2）操作手順

3. 様式情報を登録する
「法人情報の変更」画面に画面移動する「法人に関する項目」を以下に記載します。

No.	サービスの分類	変更がかった事項
11	基準該当	申請者の名称
12	基準該当	主たる事務所の所在地
13	基準該当	法人等の種類
14	基準該当	代表者の氏名、生年月日及び住所
15	基準該当	登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）
16	総合事業	申請者の名称
17	総合事業	主たる事務所の所在地
18	総合事業	法人等の種類
19	総合事業	代表者の氏名、生年月日及び住所
20	総合事業	登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 変更届出

（2）操作手順

4. 法人情報を登録する

① 変更前の法人情報の入力をします。

電子申請届出システム

<img alt

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 変更届出

（2）操作手順

4. 法人情報を登録する

【変更後】

登録番号: ひらがな
郵便番号: 123-4567 (半角ハイフン)

- ② 変更後の法人情報の入力をします。
③ ①～②の入力完了後、『次へ』ボタンをクリックします。

補足事項

○「変更前」と「変更後」で入力内容に差分がある場合には、該当箇所が青色でハイライト表示されます。

注意事項

○以下の項目は「カタカナ」もしくは「ひらがな」で入力してください。
『フリガナ』、『セイ』、『メイ』
○『郵便番号』は半角数字3桁-（半角ハイフン）半角数字4桁で入力してください。

○以下の項目は半角で入力をお願いします。
『電話番号』、『内線番号』、『Email』、『年月日』

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 変更届出

（2）操作手順

5. 付表情報を登録する

- ① 任意の『編集』をクリックし、付表の情報入力を行います。

- すべての付表の入力状況が『入力済』とならないと『次へ』ボタンはクリックできませんのでお気をつけください。
○本体と予防を選択した場合はどちらかを入力すると、もう一方に入力した内容が自動で登録されます。

次のページへ続きます

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 變更届出

(2) 操作手順

5. 付表情報を登録する

② 変更前の付表情報を入力します。

項目足補

○『事業所名称・所在地等を自動入力する』は事業所番号に紐づく事業所情報を自動入力することができる機能です。操作方法の詳細は「5-1. こんなときに〔5〕自動入力を利用したい」をご参照ください。

○『変更前からコピーする』は変更前に入力した内容を変更後にコピーすることができる機能です。必要に応じてご活用ください。

○以下の項目は「カタカナ」もしくは「ひらがな」で入力してください。

○『フリガナ』、『ヤイ』、『メイ』

百首古詩

- 以下の項目は「カタカナ」もしくは「ひらがな」で入力してください。
『フリガナ』、『セイ』、『メイ』
- 『郵便番号』は半角数字3桁-（半角ハイフン）半角数字4桁で入力してください。

○以下の項目は半角で入力をお願いします。
『電話番号』、『内線番号』、『FAX番号』
『Email』、『年月日』

次のページへ続きます-----

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 変更届出

（2）操作手順

5. 付表情報を登録する

● 変更後の付表情報を登録する

③ 添付ファイルの変更後の内容

④ 入力完了

5. 付表情報を登録する

- ③ 変更後の付表情情報を入力します。
④ ①～③の入力完了後、『入力完了』ボタンをクリックします。

補足事項

○「変更前」と「変更後」で入力内容に差分がある場合には、該当箇所が青色でハイライト表示されます。

注意事項

- 以下の項目は「カタカナ」もしくは「ひらがな」で入力してください。
『フリガナ』、『セイ』、『メイ』
○『郵便番号』は半角数字3桁-（半角ハイフン）半角数字4桁で入力してください。

- 以下の項目は半角で入力をお願いします。
『電話番号』、『内線番号』、『FAX番号』、『Email』、『年月日』

次のページへ続きます

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 変更届出

（2）操作手順

5. 付表情報を登録する

- ⑤ 付表情報の登録手順
5. 付表情報を登録する
- 『次へ』をクリックします。

電子申請届出システム

※お問合せ先 (ヘルプ) ユーザー登録 利用条件 ログアウト

メニュー > 介護保険事業の変更届出 > 届出先選択 > 様式入力 > 法人情報の変更 > 付表入力 > 添付書類アップロード > 確認

【介護保険事業の変更届出 居宅施設 付表入力タップ】

申請したい事業の申請には、以下の付表の提出が必要となります。各付表に情報を入力してください。申請しようとしているすべての事業が、「入力済み」になると「次へ進む」ボタンがタップできます。

申請したい事業
訪問介護

提出が必要な付表
付表1.訪問介護事業所

⑤ 入力状況
入力済
確認

一時保存 次へ 戻る

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.
○このページのトップへ

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 変更届出

(2) 操作手順

6. 添付書類を登録する

電子申請届出システム

① 添付書類をアップロードしたい場合は、
『ファイルを選択』をクリックします。

② 「ファイル選択」画面で自分のPCに保存さ
れているファイルを選択します。

③ 『開く』をクリックするとアップロードファ
イルが登録され、アップロード日時が表示さ
れます。

注意事項

○アップロードファイルは指定権者により必須となる
ファイルが予め決められております。

添付書類名	添付書類	添付日時
1. 法定代理委嘱状(法務省)	「法定代理委嘱状(法務省).pdf」	2022/10/21 10:14
2. (法律)契約書類の契約書類(契約書類)	「契約書類(契約書類).pdf」	2022/10/21 10:14
3. ナースング看護師登録証	「ナースング看護師登録証(ナースング看護師登録証).pdf」	2022/10/21 10:14
4. 年賃証	「年賃証.pdf」	2022/10/21 10:14
5. 下請取引書類	「下請取引書類.pdf」	2022/10/21 10:14
6. 半期決算書類	「半期決算書類.pdf」	2022/10/21 10:14
7. 平成財産引当書	「平成財産引当書.pdf」	2022/10/21 10:14
8. 十四定期小計	「十四定期小計.pdf」	2022/10/21 10:14
9. 運営報告	「運営報告.pdf」	2022/10/21 10:14
10. 料理店の会員登録状況	「料理店の会員登録状況.pdf」	2022/10/21 10:14
11. 諸行書	「諸行書.pdf」	2022/10/21 10:14
12. 年告	「年告.pdf」	2022/10/21 10:14
13. 子書	「子書.pdf」	2022/10/21 10:14

次のページへ続きます

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 変更届出

（2）操作手順

6. 添付書類を登録する

● 他法制度に基づく届出書類アップロード

介護保険法以外の制度に基づく届出書類は、以下アップロードしてください。

登録区分	書類名	登録年月日	削除
法人例 事業所)	特定事業加重(1)～(6)に該する届出書類添付用紙 特定事業加重(1)～(6)に該する届出書類添付用紙	アップロード日時 ※登録事業所登録(1)の届出書類を提出いたします。	削除 ※提出書類提出(1)の届出書類を提出いたします。
1	<input type="text"/>	<input type="button" value="ファイルを選択"/>	<input type="button" value="削除"/>
2	<input type="text"/>	<input type="button" value="ファイルを選択"/>	<input type="button" value="削除"/>

※登録

● 他法制度に基づく届出書類アップロード

介護保険法以外の制度に基づく届出書類は、以下アップロードしてください。

登録区分	書類名	登録年月日	削除
法人例 老人保健生活支援事業者届出	老人保健生活支援事業者届出用紙 老人保健生活支援事業者届出用紙	アップロード日時 ※老人保健生活支援事業者届出用紙提出いたします。	削除 ※老人保健生活支援事業者届出用紙提出いたします。
1	<input type="text"/>	<input type="button" value="ファイルを選択"/>	<input type="button" value="削除"/>
2	<input type="text"/>	<input type="button" value="ファイルを選択"/>	<input type="button" value="削除"/>

● 一時保存

● 戻る

● このページのトップへ

④ 添付書類をすべてアップロード後に、『次へ』をクリックします。

○ 【計算に関する届出書類】及び【他法制度に基づく届出書類】を同時にアップロードすることで同時に申請届出することができます。

補足事項	
<input type="button" value="追加"/>	

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 変更届出

(2) 操作手順

7. 登録する内容を確認する

電子申請届出システム

① 「上記内容で登録内容を確認後に、『上記内容で間違いなければチェックを入れてください』」をクリックしチェックを入れます。

② 「届出」をクリックし、登録する内容を指定権者へ届出します。

届出先選択 > 様式入力 > 法人情報の変更 > 付表入力 > 添付書類アップロード > 確認

届出事業の変更届出 居宅施設 届出情報確認

届出内容を確認して届出ボタンを押してください。

申請者

備考

届出

- ① 確認画面で登録内容を確認後に、「上記内容で間違いなければチェックを入れてください」をクリックしチェックを入れます。
- ② 「届出」をクリックし、登録する内容を指定権者へ届出します。

○「上記内容でお間違いなければチェックを入れてください」にチェックを入れることで、『届出』がクリックできるようになります。

3. 基本操作（申請・届出編）

3-2. 変更届出

（2）操作手順

8. 登録完了を確認する



補足事項

○届出が完了すると完了画面を表示されます。

○届出番号は事業所様によって異なります。

※届出番号は「申請届出状況確認」画面で確認を行う場合に当該届出時に活用できます。

○届出完了後、登録されたメールアドレスに届出完了の通知をメールで送信します。メールでは届出内容を確認することができます。

○届出状況の確認は、指定権者から送られてくるメール若しくは、「申請届出状況確認」画面からご確認ください。「申請届出状況確認」画面は「申請届出メニュー」画面で「申請届出状況確認」をクリックしていただくことで確認が可能です。

3. 基本操作（申請・届出編）

3-3. その他の申請・届出

（1）概要フロー

「4. その他」、「5. 加算に関する届出」、「6. 他法制度に基づく申請届出」の申請（届出）までの流れは、基本的に、新規（更新）申請や変更届出の流れから「付表情報を登録する」を除いた流れになります。ここでは「廃止・休止届出」でご説明します。

- ・ 廃止・休止届出の主な流れを以下に記載します。
 1. 『廃止・休止届出』を選択する
 2. 届出先を登録する
 3. 様式情報を登録する
 4. 添付書類を登録する
 5. 登録する内容を確認する
 6. 登録完了を確認する

補足事項

- 「介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更申請」のみ例外で「付表情報を登録する」があります。（P. 54.を参照ください）

注意事項

- 「介護予防支援委託の届出」、「加算に関する届出」、「他法制度に基づく申請届出」については、画面上での入力項目はありません。記載した各申請（届出）書をスキャンして作成したPDFファイル等を添付書類に張り付けてください。

3. 基本操作（申請・届出編）

3-3. その他の申請・届出

（2）操作手順

1. 『廃止・休止届出』を選択する

- ① 「申請届出メニュー」画面を表示します。
- ② 『廃止・休止届出』をクリックします。

電子申請届出システム

申請届出メニュー

【状況確認および入力用閲覧メニュー】

1. 申請届出状況確認

申請届出の状況確認、差戻へこむった申請・届出等不行規範

2. 新規登録申請を行ふ機能

3. 变更届出

4. その他

② 1. 廃止届出
2. 休止届出

5. 既定削除届出

6. 既定を変更する旨の届出

7. 既定を変更する旨の届出

8. 既定を変更する旨の届出

※めらかに届出する場合のみ、8は地図登録登録コードのみ

9. 加算料開設する届出を行う機能

10. 地方別削除・基づく申請届出

11. 申請届出方法選択

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

3. 基本操作 (申請・届出編)

3-3. その他の申請・届出

(2) 操作手順

2. 届出先を登録する

電子申請届出システム

届出先選択 > 届出・休止届出 > 届出先選択

届出先選択(どなたが入力されたか)――→

① 1サービス選択
○住宅施設 ○地域密着型 ○基幹担当 ○経営者業
② 2勤務場所選択
勤務所員 ○選択してください
③ 3届出先選択
届出先 ○選択してください

※指定する区分が「政令市・中核市」、「その他市町村」となる場合は、「指定する選択においては、
※選択した指定する区分に対して、様式への面接ができる届出サービスの選択が変更となります。
※本選択用語を開始していない。自治区をあびますので、「4」面選択用語をお選びください。

▶ 次へ

一時保存

メニューへ

▶ 確認

添付書類アップロード

様式入力

届出先選択

▶ 電子申請提出

お問い合わせ先
○市町村上級課
○ニーズ情報
○ご利用属性
○ログアウト

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

46

3. 基本操作（申請・届出編）

3-3. その他の申請・届出

(2) 操作手順

3. 様式情報を登録する

電子申請届出システム

（上記会員登録） ヘルプ ユーザマニュアル 利用規約 ログアウト

メニュー > 廃止・休止届出

届出先選択 > 標式入力 > 添付書類アップロード > **確認**

廃止・休止届出 居宅施設 第4号様式

※本格運用を開始していない自治体もあわせて、事前に当該自治体に確認をとお願いします。
西井の項目ごとに、案内に沿って申請をお願いします。

事業所名称、所在地等を自動入力する

申請者 名称※	<input type="text"/> 米沢市	<input type="checkbox"/> 手動入力
郵便番号:	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 生成自動入力
電話番号:	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 市区町村
郵便番号	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 選択して下さい
王たる事務所の所在地※	<input type="text"/>	
番地以下:	<input type="text"/>	
建物名等:	<input type="text"/>	
代表者の略名※	<input type="text"/>	
代表者の氏名※	<input type="text"/>	

※必ず必須項目です。

① 様式の各項目を入力します。

① 様式の各項目を入力します。

補足事項

○『事業所名称・所在地等を自動入力する』は事業所番号に紐づく事業所情報を自動入力することができます。操作方法の詳細は「5-1. こんなときには」の「(5)自動入力を利用したい」をご参照ください。

注意事項

- ※印のある項目は必須項目です。
- 『郵便番号』は半角数字3桁-（半角ハイフン）半角数字4桁で入力してください。
- 『年月日』の項目は半角で入力をお願いします。

次のページへ続きます

3. 基本操作（申請・届出編）

3-3. その他の申請・届出

（2）操作手順

4. 添付書類を登録する

電子申請届出システム

④ お問合せ先 ⑤ メール ⑥ ユーザ情報 ⑦ 利用条件 ⑧ ログアウト
メニュー > 届出・休止届出

届出先選択 > 標式入力 > 添付書類アップロード > 確認

【廃止・休止届出 居宅施設 添付書類アップロード】

●添付ファイル一覧

添付書類	参考番号	添付ドキュメント	添付された日時	添付形式
1 予稿1	-	① ファイル登録	選択されていません	pdf/xlsx/docx/txt 形式
2 予稿2	-	ファイル登録	選択されていません	pdf/xlsx/docx/txt 形式

① 添付書類をアップロードしたい場合は、

『ファイルを選択』をクリックします。

- ② 「ファイル選択」画面で自分のPCに保存されているファイルを選択します。

- ③ 『開く』をクリックするとアップロードファイルが登録され、アップロード日時が表示されます。

注意事項

○アップロードファイルは指定権者により必須となるファイルが求め決められております。

次のページへ続きます

3. 基本操作（申請・届出編）

3-3. その他の申請・届出

（2）操作手順

5. 登録する内容を確認する

電子申請届出システム

● 記入済み先 ハンズ ユーブル電話 ご利用属性 ログアウト

メニュー > 届出・休止届出

届出先選択 > 索式入力 > 添付書類アップロード > 送込

● 申請者

届出内容を確認して届出ボタンを押してください。

申請者

名前	***
主たる事務所の所在地	***
代表者の姓名	***
代表者の氏名	***

① 「記入内容で間違いない場合はチェックを入れてください。」

② **届出**

○ このページのトップへ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Rights reserved.

- ① 確認画面で登録内容を確認後に、「上記内容でお間違いなければチェックを入れてください」をクリックしチェックを入れます。
- ② 「届出」をクリックし、登録する内容を指定権者へ届出します。

補足事項

- 「上記内容でお間違いなければチェックを入れてください」にチェックを入れることで、『届出』がクリックできるようになります。

3. 基本操作（申請・届出編）

3-3. その他の申請・届出

（2）操作手順

6. 登録完了を確認する

The screenshot shows a web-based application titled '電子申請届出システム'. At the top, there are several checkboxes: '※提出者登録' (selected), '※メールアドレス' (selected), 'ユーザ情報' (selected), 'ご利用条件' (selected), and 'ログイン' (selected). Below this is a breadcrumb navigation: 'メニュー' > '届出' > '休止・届出届出'.

A green rectangular box highlights the text '届出が完了しました。届出番号は*****です。' (Registration completed. Your registration number is *****) and '届出が完了しました。届出番号は*****です。' (Registration completed. Your registration number is *****).

At the bottom right, there is a button labeled 'メニューへ' (Menu) and a copyright notice: 'Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.'

補足事項

○届出が完了すると完了画面を表示されます。

○届出番号は事業所様によって異なります。

※届出番号は「申請届出状況確認」画面で確認を行う場合に当該届出時に活用できます。

○届出完了後、登録されたメールアドレスに届出完了の通知をメールで送信します。メールでは届出内容を確認することができます。

○届出状況の確認は、指定権者から送られてくるメール若しくは、「申請届出状況確認」画面からご確認ください。
「申請届出状況確認」画面は「申請届出メニュー」画面で「申請届出状況確認」をクリックしていただくことで確認が可能です。

3. 基本操作（申請・届出編）

3-3. その他の申請・届出

(2) 操作手順

付表情報を登録する

① 任意の『編集』をクリックし、付表の情報入力を行います。

補足事項

「様式」
詮

注意事項

○どちらかの付表の入力状況が『入力中』もしくは『入力済』

の場合はもう一方の付表は入力欄となります。

○どちらかの付表の入力状況が『入力済』とならないと『次へ』ボタンはクリックできませんのでお気をつけください。

3. 基本操作（申請・届出編）

3-3. その他の申請・届出

（2）操作手順

付表情報登録する

事業所名等、所在地等を自動入力する

【変更前】

以下の付表は、(4)複数の付表を登録する際の参考です。

名称	内閣	総務省	厚生労働省
名称	主たる拠点名	主たる拠点名	主たる拠点名
名称	主たる拠点名	主たる拠点名	主たる拠点名
名称	主たる拠点名	主たる拠点名	主たる拠点名
名称	主たる拠点名	主たる拠点名	主たる拠点名

【変更後】

以下の付表は、(4)複数の付表を登録する際の参考です。

名称	内閣	総務省	厚生労働省
名称	主たる拠点名	主たる拠点名	主たる拠点名
名称	主たる拠点名	主たる拠点名	主たる拠点名
名称	主たる拠点名	主たる拠点名	主たる拠点名
名称	主たる拠点名	主たる拠点名	主たる拠点名

②

② 変更前の付表情報を入力します。

補足事項

- 「協力医療機関」と「添付ファイルの変更前の内容」の変更申請が行えます。
- 「事業所名称・所在地等を自動入力する」は事業所番号に紐づく事業所情報を自動入力することができる機能です。操作方法の詳細は「5-1. こんなときには」の「(5)自動入力を利用したい」をご参照ください。
※変更前のみ自動入力されます。
- 『変更前からコピーする』は変更前に入力した内容を変更後にコピーすることができる機能です。必要に応じてご活用ください。
- 「付表14介護老人保健施設」と「付表15介護医療院」は、どちらも共通の入力画面となっております。

3. 基本操作（申請・届出編）

3-3. その他の申請・届出

（2）操作手順

付表情報登録する

③

- 変更後の付表1欄幅の入力
以下の表1欄に於いて、変更後の内容を入力して下さい。
- ③ 変更後の付表情報を入力します。
④ ①～③の入力完了後、『入力完了』ボタンを
クリックします。

※登録用紙

● 変更後の付表1欄幅の入力
以下の表1欄に於いて、変更後の内容を入力して下さい。

付表登録用紙	
名所	主な沿革名
***	付表登録用紙 主な沿革名
名所	付表登録用紙 主な沿革名
名所	付表登録用紙 主な沿革名
名所	付表登録用紙 主な沿革名

補足事項

○「変更前」と「変更後」で入力内容に差分がある場合には、該当箇所が青色でハイライト表示されます。

変更前の内容(添付ファイル用)
変更後の内容(添付ファイル用)

④ 入力完了
一時保存
戻る

3. 基本操作（申請・届出編）

3-3. その他の申請・届出

（2）操作手順

付表情報登録する

電子申請届出システム

① 未提出世帯 ② ヘルプ ③ ユーザ情報 ④ ご利用条件 ⑤ ログアウト

メニュー > 介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請

申請先選択 > 様式入力 > 付表入力 > 添付書類アップロード > 指定

【介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請 居宅施設 付表入力カット】

申請しようとしている事業の申請には、以下の付表の提出が必要となります。各付表に情報を入力してください。申請しようとしているすべての事業が、入力済みとなると次に進むことが可能となります。

提出が必要な付表	入力状況
介護老人保健施設 付表14:介護老人保健施設	未入力
介護医療院 付表15:介護医療院	未入力

一時保存

次へ

戻る

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

このページは機密情報です。

- ⑤ どちらかの付表の「入力状況」を「入力済」にし、『次へ』をクリックします。

補足事項

- 誤って目的と別の付表を修正した場合は、再度『メニュー』画面から申請をやり直す必要があります。

4. 基本操作（検索・確認編）

4-1. 申請・届出の検索

（1）申請・届出情報の検索と表示について

申請（届出）情報を確認するための手順を記載します。

電子申請届出システム

① 申請届出メニュー

② 申請届出状況確認

【申請届出メニュー】

1. 申請届出状況確認

2. 申請届出新規登録

3. 申請届出登録

4. その他

1. 期間届出

2. 戻し・修正届出

3. 指定候補届出

4. 指定を要する旨の届出

5. 介護老人保健施設・介護医療院 勘定貸付可事務変更申請

6. 介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認登録

7. 介護老人保健施設・介護医療院 介会員登録申請

8. 介護予防登録

※めらかは居宅介護サービスのみ、8は地元密着型サービスのみ

5. 加算に附する届出

6. 地方割り当て基づく申請届出

7. 介護予防登録

8. 介護予防登録

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

©このページのトップへ

- ① 「申請届出メニュー」画面を表示します。
- ② 申請（届出）の状況を確認したい場合は、本メニューをクリックしてください。「申請届出状況確認」画面が表示され、作業中・申請済の申請届出の検索、検索結果の一覧で状況確認・作業再開等、差戻しの再申請を行えます。

4. 基本操作（検索・確認編）

4-1. 申請・届出の検索

(1) 申請・届出情報の検索と表示について

申請（届出）した申請（届出）を一覧から確認することができます。

The screenshot shows a search interface for 'Submission Status System'. It includes a search condition input area and a table of results. The table columns are: No., Application ID, Application Date, Applicant Name, Business Name, Application Type, Application Status, Application Period (Start/End), Approval Period (Start/End), Payment Method, and Submission Status.

No.	申請番号	申請提出日	事業所名	申請提出者	申請届出種別	申請届出データ	申請提出日時 (～検索条件)	申請届出期間 (～検索条件)	申請届出ステータス	申請審査期間 (～検索条件)	受付済	申請書類	申請提出状況
1	*****	***	***	***	新規登録申請	介護予防専門会社A	*****/**/*	*****/**/*	既下記	既下記	既下記	既下記	既下記

① 検索条件を入力・選択します。

- ② ①の入力が完了後、『検索する』をクリックします。
- ③ 該当する申請（届出）情報が表示されます。

注意事項

○申請（届出）情報を再編集する場合、「一時保存」からの再開や差戻しからの再申請を行うことができます。

4. 基本操作（検索・確認編）

4-1. 申請・届出の検索

（2）申請届出ステータスについて

各申請（届出）情報の状況を表す申請届出ステータスがあります。この申請届出ステータスにより介護事業所で行える作業が異なります。申請届出ステータスの一覧は以下のとおりです。

No.	申請届出ステータス	詳細
1	一時保存	介護事業所が申請（届出）情報の提出前で「一時保存(入力中)」をした状態、または『申請届出状況確認』画面で「取下げ」ボタンをクリックした状態となります。
2	申請（届出）済、未受付	介護事業所が提出した状態の申請（届出）情報となります。 このステータスの場合、介護事業所側で提出の取下げをすることが可能となります。
3	受付中	指定権者が申請（届出）情報を受付開始した状態の申請（届出）となります。
4	受付済	「受付中」の場合、申請（届出）情報の所有権が指定権者になり、介護事業所は申請（届出）情報の「取下げ」が不可能となります。
4	受付済	指定権者が申請（届出）情報を「受付済」にした場合の申請（届出）情報となります。 「受付済」の場合、提出された申請（届出）情報について問題がないと判断され、一連の処理が終えた状態となります。

-----次のページへ続きます-----

4. 基本操作（検索・確認編）

4-1. 申請・届出の検索

（2）申請届出ステータスについて

各申請（届出）情報の状況を表す申請届出ステータスがあります。この申請届出ステータスにより介護事業所で行える作業が異なります。申請届出ステータスの一覧は以下のとおりです。

No.	申請届出ステータス	詳細
5	差戻し	指定権者が申請（届出）情報を「差戻し」にした場合の申請（届出）情報となります。 「差戻し」の場合、提出された申請（届出）情報の内容に不備等があり、介護事業所へ再提出を促した状態で、介護事業所が「再申請」を行うことが可能となります。 ※再申請を行った場合、履歴が表示されます。
6	却下	指定権者が申請（届出）情報を「却下」した場合の申請（届出）情報となります。 「却下」の場合、提出された申請（届出）情報について提出を受け付けなかつた状態で、介護事業所は「再申請」が不可能となります。

4. 基本操作（検索・確認編）

4-1. 申請・届出の検索

(3) ステータスとボタンのクリック可・不可について

「申請届出状況確認」画面のステータスごとのボタンのクリック可・不可について記載します。

① 「一時保存」ステータス

1	*****	***	***	****	その他	介護老人保健施設 介護医療院	***** *****	① 一時保存 再開 戻す	申請届出 手順

② 『再開』ボタンをクリックすると、申請・届出入力の再開が行えます。



補足事項

○申請（届出）情報の提出前で「一時保存（入力中）」の状態となります。

○「一時保存」ステータスの場合は、「再開」ボタンがクリック可能で、「戻す」ボタンはクリック不可になります。

次のページへ続きます-----

4. 基本操作（検索・確認編）

4-1. 申請・届出の検索

(3) ステータスとボタンのクリック可・不可について

②「申請（届出）済み、未受付」ステータス

①	申請（届出）済み、未受付	申請届出詳細
*****	***	***** ***** ***** ***** *****

- ① 「取下げ」ボタンをクリックすることで一時保存状態となり、申請・届出情報の内容を修正することができます。

補足事項

○介護事業所の申請(届出)済で指定権者の受け待ちの状態となります。

○「申請（届出）済、未受付」ステータスの場合は「再開」ボタンがクリック不可で、「取下げ」ボタンがクリック可能となります。

-----次のページへ続きます-----

4. 基本操作（検索・確認編）

4-1. 申請・届出の検索

(3) ステータスとボタンのクリック可・不可について

③「受付中」ステータス

2	*****	***	***	****	新規指定申請	訪問介護	*****/*****	1	受付中 再開 取消	申請届出 詳細
								-		

ます。

- ① 「受付中」の間に介護事業所で行えるのは、
「申請届出詳細」での内容の確認のみとなります。

補足事項

○指定権者が受付をした状態で、受付結果の入力待ちの状態となります。

○「受付中」ステータスの場合は「再開」ボタン及び「取下
げ」ボタンがクリック不可で表示されます。

-----次のページへ続きます-----

4. 基本操作（検索・確認編）

4-1. 申請・届出の検索

(3) ステータスとボタンのクリック可・不可について

④「差戻し」ステータス

4	*****	**	***	****	新規指定申請 訪問者識 ***** *****	*****/ *****/ *****/ *****	差戻し 再申請 取下号	申請届出 詳細
---	-------	----	-----	------	----------------------------------	-------------------------------------	-------------------	------------

- ④ 「差戻し」ステータス
- ① 再申請を行う場合は、「再申請」ボタンをクリックして、『申請（届出）先選択』画面に画面移動し作業を行います。

補足事項

○申請（届出）情報が指定権者が確認した結果、内容に不備やファイル添付漏れなどがあり、再申請が必要と判断された状態となります。

○「差戻し」ステータスの場合は「再申請」ボタンがクリック可能で、「取下号」ボタンがクリック不可となります。

○再申請を行った申請届出には「履歴」ボタンが表示されます。「履歴」ボタンをクリックすると同じ申請届出番号の過去の申請（届出）が表示されます。

次のページへ続きます

4. 基本操作（検索・確認編）

4-1. 申請・届出の検索

(3) ステータスとボタンのクリック可・不可について

⑤介護事業所が「差戻し」された申請（届出）情報の再申請を行った場合、「履歴」ボタンが表示されます。

1 ***** 履歴	***	***	新規指定申請	訪問介護	*****/ *****	申請(届出)済、未受付	申請(届出)詳細
					****/ ****		申請(届出)詳細

①

- ① 「履歴」ボタンをクリックします。
② 過去の申請（届出）が表示されます。

1 ***** 履歴	***	***	新規指定申請	訪問介護	*****/ *****	申請(届出)済、未受付	申請(届出)詳細
					****/ ****		申請(届出)詳細

②

次のページへ続きます

4. 基本操作（検索・確認編）

4-1. 申請・届出の検索

(3) ステータスとボタンのクリック可・不可について

⑥「受付済」ステータス

										受付済		申請提出 詳細	
3	*****	***	***	****	新規指定申請	訪問介護	*****	*****	*****	*****/****/****	*****/****/****	取引手数料	取引手数料

- ① 申請（届出）を行った申請（届出）情報を指定期権者が確認した結果、申請（届出）内容が問題ないと判断された状態となります。

補足事項

- 「再開」ボタン及び「取下げ」ボタンがクリック不可となります。

次のページへ続きます

4. 基本操作（検索・確認編）

4-1. 申請・届出の検索

(3) ステータスとボタンのクリック可・不可について

⑦「却下」ステータス

申請番号	登録者名	新規指定申請	訪問登録	取下げ	申請履歴
3*****	***	***	****	****/****/****	① ※付済 未開 取下げ

- ① 申請（届出）を指定権者が確認した結果、却下と判断された状態となります。

補足事項

- 「再開」ボタン及び「取下げ」ボタンがクリック不可となります。

注意事項

- 「却下」となった申請（届出）情報は再申請することはできません。

4. 基本操作（検索・確認編）

4-2. 申請・届出内容の確認

(1) 申請届出内容を確認する
申請（届出）した内容の確認方法について記載します。

THE JOURNAL OF CLIMATE

1

11

4. 基本操作（検索・確認編）

4-2. 申請・届出内容の確認

(2) 「申請届出詳細」画面を確認する

ルを確認することができます。

電子申請届出システム

メニュー > 申請届出履歴 > 申請結果

申請詳細

受付結果(全体)	
受付結果登録日 受付結果登録者 事業者に融げたるコント	西暦 **** 年 ** 月 ** 日 *** 修正箇所を記載いたので修正をお願いいたします。
受け取扱業種 申請者	
申請者 ! 途未!	
受付結果登録番号 175856	
差戻元機関名 郵便局	
差戻元機関番号 ヨゴト	

● 備考

印刷

閉じる

④ お問合せ先 ⑤ ヘルプ ⑥ ユーザ情報 ⑦ ご利用条件 ⑧ ログアウト

⑨ ごページのトップへ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right Reserved.

① 「受付結果(全体)」に指定権者の受付結果を

表示します。

- 「添削ファイル」では、指定権者が添削したファイルをダウソロードすることができます。
 - 「印刷」ボタンをクリックすると「申請（届出）内容」、「添付書類」がダウンロードできます。「申請（届出）内容」は「介護予防委託の届出」、「加算に関する届出」、「他法制度に基づく申請届出」の場合は「印刷」ボタンでダウンロードできるファイルに含まれません。ダウソロードできるファイルがない場合、「印刷」ボタンは非活性で表示されます。

5. こんなときには

5-1. こんなときには

(1) 各対応方法一覧

以下の事象に該当した場合は次ページ以降の各対応方法をご参照ください。

- ・ 登記情報の照会番号を利用したい
- ・ ファイルがアップロードできない
- ・ ファイルが文字化けする
- ・ 自動入力機能を利用したい

5. こんなときには

5-1. こんなときは

(2) 登記情報の照会番号を利用したい

また、「登記情報提供サービス」から出力される照会番号付きのPDFファイルを添付することでも提出が可能です。

- 添付ファイルでの提出例

電子申請届出システム

新規指定申請 > 新規指定申請

申請先選択 > 様式入力 > 付表入力

新規指定申請 居宅施設 添付書類アップロード

付表1

添付書類	参考様式	アップロードファイル
登記証明書又は条件等	行表1	<input checked="" type="checkbox"/> ファイルを連絡
従業者の勤務実績又は勤務形態一覧表	行表1	<input type="checkbox"/> ファイルを連絡
サービス提供責任者の経歴	行表1	<input type="checkbox"/> ファイルを連絡
印鑑印1	行表1	<input type="checkbox"/> ファイルを連絡

2022/10/18 15:30 現在の情報です。
登記番号 : 2022/10/18
登記番号 : 0682172882

照会番号がついたPDFファイル

照会番号有効期間は発行年月から100日間です。
東京都港区西新橋

会社法人等番号 日本コンピュータシステム株式会社
本店 〒東京都港区西新橋二丁目3番1号
会社設立の年月 日昭和55年12月25日
目的 テクノロジーソリューションズ
登記者登録登録されていません
登記者登録登録されていません
登記者登録登録されていません
登記者登録登録されていません

○登記事項証明書の提出方法は、以下ご参照の上、提出先の指定権者にご確認の上、ご利用ください。
なお、指定権者にもよりますが、照会番号は各申請・届出の確認画面の備考への入力等による提出が可能です。

URL : <https://www1.touki.or.jp/pdf/APL80.pdf>

5. こんなときには

5-1. こんなときには

(3) ファイルがアップロードできない

※以下の表には本システムで使用しないファイルも含みます。ご了承ください。

ファイル形式	主な注意点・留意点
PDF	ハイバーリンク、埋め込みスクリプトを除去する
Excel(xlsx)	セルのコメントを除去する
Microsoft Excel	マクロを除去する 記入内容によつてはファイル破損の可能性あり ※xlsx形式のファイルを推奨
Word(docx)	ビデオリンク、ハイパーテリンク、ActiveXコントロールを除去する
Microsoft Word	マクロ、ビデオリンク、ハイパーテリンク、Activeコントールを除去する
Word(doc)	記入内容によつてはファイル破損の可能性あり ※docx形式のファイルを推奨

注意事項

- 本システムではセキュリティ対策の観点から、介護事業所がアップロードするファイルに対して危険な要素を除去して再構築する無害化処理を行ったうえでシステム上にアップロードされます。

- 無害化処理を行うためにファイルのアップロード完了まで時間がかかる場合があります。

次のページへ続きます

5. こんなときには

5-1. こんなときには

(3) ファイルがアップロードできない

※以下の表には本システムで使用しないファイルも含みます。ご了承ください。

ファイル形式	主な注意点・留意点
Microsoft PowerPoint (ppt,pptx)	ビデオリンク、ハイパーテーションク、メディアクリップリンクを除去する
PowerPoint (pptm)	マクロ、ビデオリンク、ハイパーテーションク、メディアクリップリンクを除去する
gif	撮影日時などの付帯情報(メタ情報)を除去する
jpg	撮影日時などの付帯情報(メタ情報)を除去する
zip	Zip等の圧縮した形でアップロードした場合、無害化処理結果を記した「result.txt」というテキストファイルをzipファイル内に生成する

5. こんなときには

5-1. こんなときには

(4) ファイルが文字化けする

Safariで半角英数字及び半角記号以外がファイル名に入ったファイルをダウンロードした場合に文字化けしますのでご注意ください。



5. こんなときには

5-1. こんなときには

(5) 自動入力機能を利用したい

電子申請届出システム

メニュー > 新規指定申請

申請先選択 > 様式入力 > 付表入力 > 添付書類アップロード > 確認

新規指定申請 居宅施設 第1号様式

記載要領

1. 申請者と様式の申請者欄の所在地情報は必ず一致させる必要があります。
また、申請者欄の所在地情報は、基本登記事項証明書の内容を記載しますが、建物名や部屋番号の記入も可能です。

※本格運用が開始していない自治体もありますので、事前に申請先自治体に確認を畎願いいたします。

① 事業所名称・所在地等を自動入力する

「※」は必須項目です。

申請者
姓: フリガナ: 名称: 新規登録: 生所自動入力:
 郵便番号: 市区町村: 郵便局:
 (選択して下さい) (選択して下さい)
主たる事業所の所在地: 普通地図下:

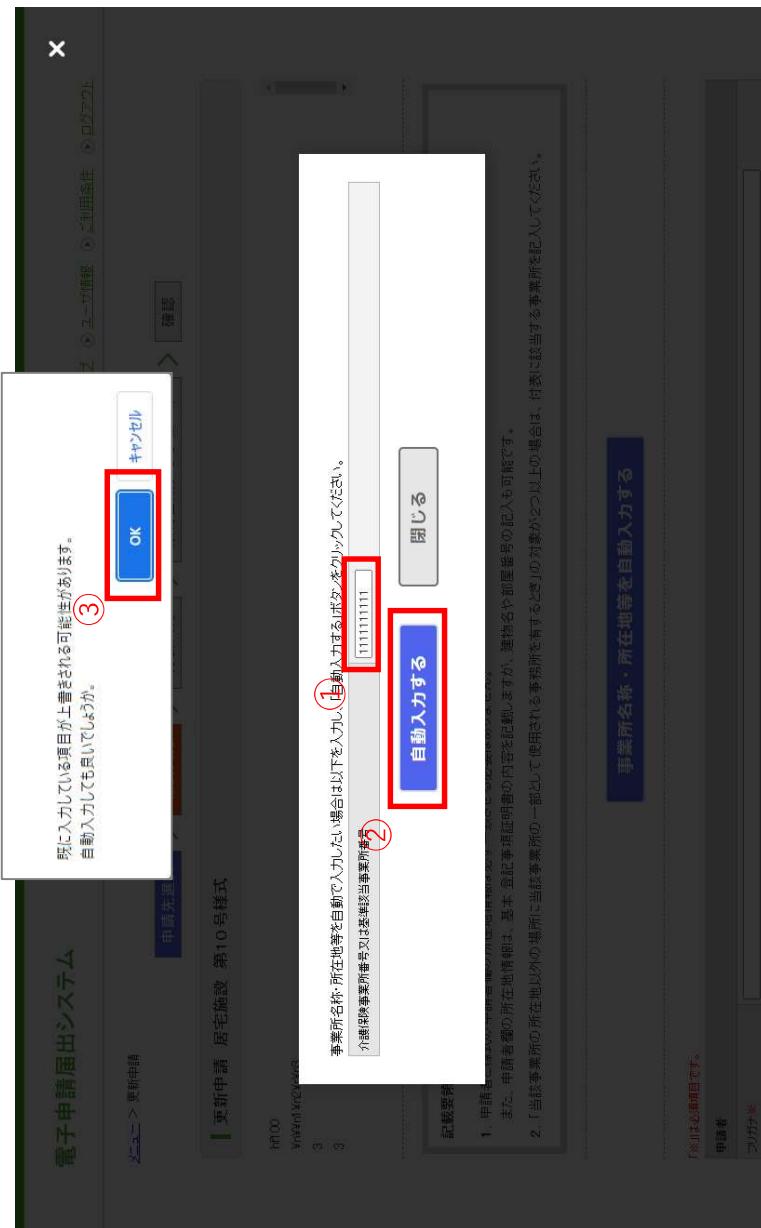
事業所名称・所在地等を自動入力する

- ① 「事業所名称・所在地等を自動入力する」ボタンをクリックするとモーダルを表示します。

5. こんなときには

5-1. こんなときには

(5) 自動入力機能を利用したい(自動入力するデータが1つだけの場合)



- ① 「介護保険事業所番号又は基準該当事業所番号」テキストボックスに事業所番号を入力します。

② 「自動入力する」ボタンをクリックすると確認ボップアップを表示します。

③ 確認ボップアップの内容を確認し、問題なければ確認ボップアップの「OK」ボタンをクリックします。

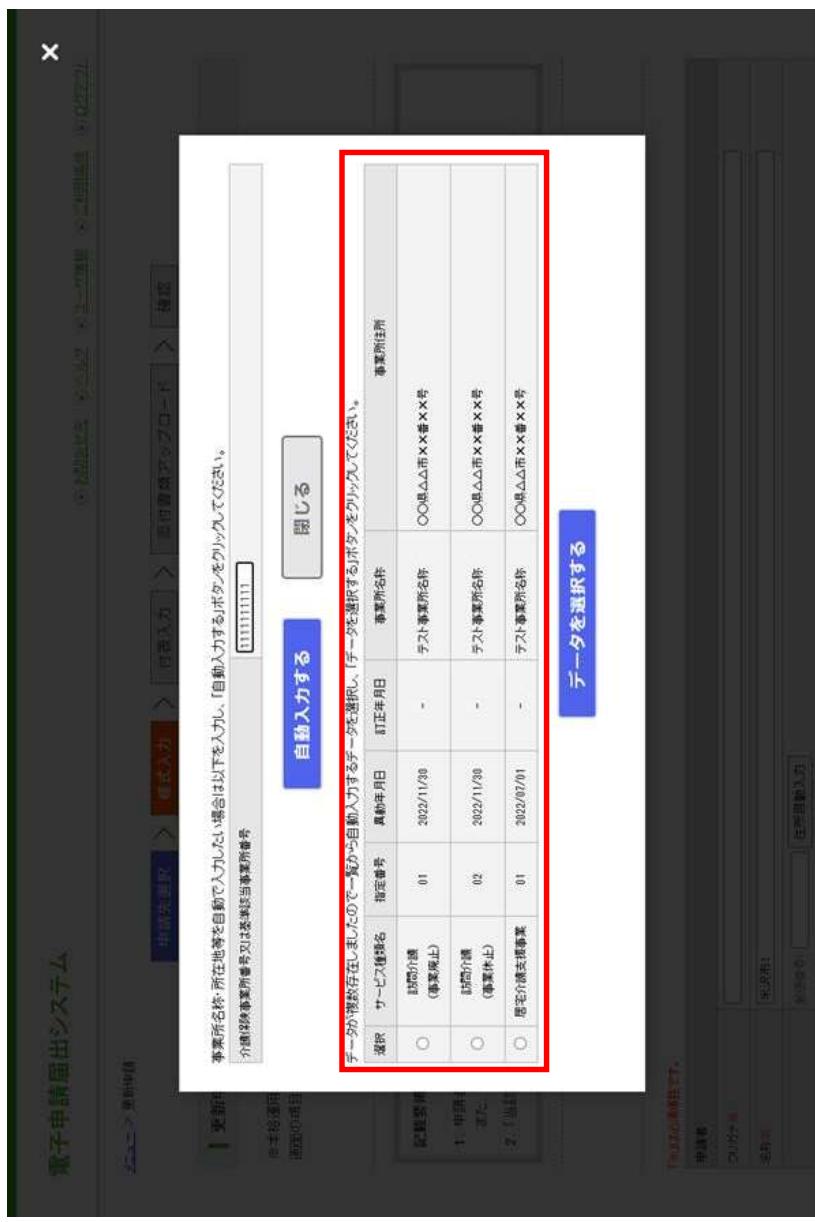
注意事項

新規指定申請の場合は自動入力されない場合がありますのでご注意ください。

5. こんなときには

5-1. こんなときには

(5) 自動入力機能を利用したい(自動入力するデータが複数ある場合)

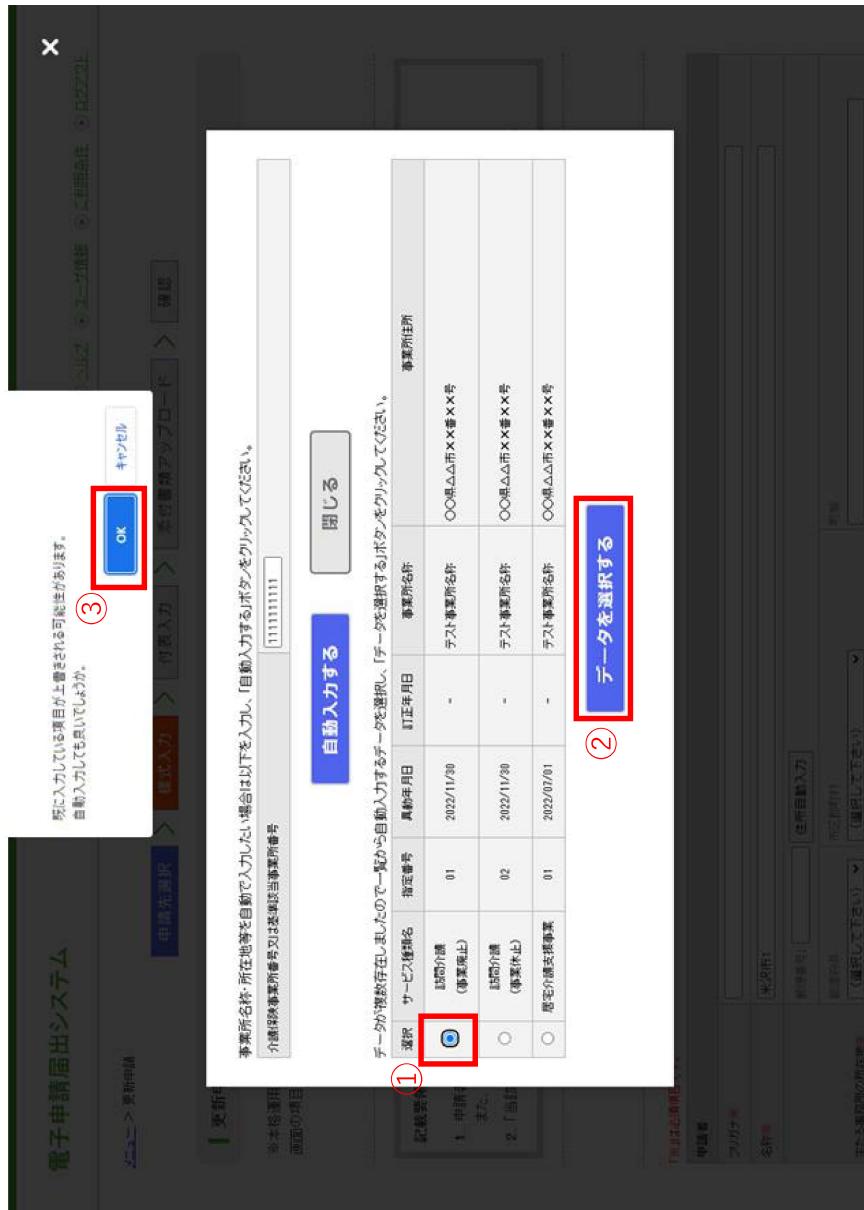


自動入力するデータが複数ある場合は「自動入力する」ボタンをクリックすると一覧を表示します。

5. こんなときには

5-1. こんなときには

(5) 自動入力機能を利用したい(自動入力するデータが複数ある場合)



- ① 自動入力したいデータの「選択」ラジオボタンをクリックしてください
 - ② 「データを選択する」ボタンをクリックすると確認ポップアップを表示します。
 - ③ 確認ポップアップの内容を確認し、問題なければ確認ボップアップの「OK」ボタンをクリックします。

5. こんなときには

5-1. こんなときには

(5) 自動入力機能を利用したい

The screenshot shows a Japanese application form with various fields for personal information. A red box highlights the 'OK' button at the bottom right of a modal window. Another red box highlights the '確認して下さい' (Please check) button in the modal window. A blue box highlights the '確認して下さい' (Please check) button in the main form area. A wavy line highlights the '申請書' (Application Form) tab at the bottom right.

① 確認ボップアップの「OK」ボタンをクリックするとモーダルが閉じてメッセージが表示されます。

② メッセージの内容を確認し、「OK」ボタンをクリックします。

注意事項

表示されるメッセージによって自動入力される内容は異なります。

- ① 確認ボップアップの「OK」ボタンをクリックするとモーダルが閉じてメッセージが表示されます。
- ② メッセージの内容を確認し、「OK」ボタンをクリックします。

5. こんなときには

5-1. こんなときには

(5) 自動入力機能を利用したい

画像のように該当項目に自動入力が行われます。

「※は必須項目です。」

事業所名称・所在地等を自動入力する

申告者 フリガナ※ テストフリガナ	テストフリガナ
名称※ 新規番号: 064-0941 郵便番号: 北海道 札幌市中央区 番地以下: テスト番地以下	住所自動入力 市区町村 札幌市中央区 ▼
主たる事務所の所在地※ 建物名稱: テスト建物名等 電話番号 連絡先※ Email 	町域 旭ヶ丘 111-111-1111 (平成) 222222 FAX番号 333-333-3333
代表者の部署名※ 代表者のフリガナ※ セイ: テストセイ 姓: テスト姓 代表者の生年月日※ 西暦 2022 年 1 月 2 日	メイ: テストメイ 名: テスト名 メイ: テストメイ 名: テスト名
新規番号: 064-0941 郵便番号: 北海道 札幌市中央区 番地以下: テスト番地以下2 建物名稱: テスト建物名等2	住所自動入力 市区町村 札幌市中央区 ▼ 町域 旭ヶ丘

申告者情報を以下にコピーする

5. こんなときは

5-2. 聞い合わせ先

(1) GビズIDについてご不明点がある場合

GビズIDシステムのマニュアルをご確認ください。
下記のURLからダウンロードできます。

<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>

5. こんなときは

5-2. 聞い合わせせ先

(2) 申請・届出について質問したい場合

ご不明点がある場合には、申請（届出）先の指定権者までお問合せください。

- お問い合わせの確認方法

The screenshot shows the 'Electronic Application Submission System' interface. In the center, there is a form titled 'お問合せ先' (Inquiry Handling). The first section, 'お問い合わせ先を選択してください。' (Please select the inquiry handling office), contains three dropdown menus:

- 1. サービス分類選択: Radio button selected for '居宅施設' (Residential facility).
- 2. 都道府県選択: Dropdown menu showing '北海道' (Hokkaido).
- 3. お問合せ先選択: Dropdown menu showing '札幌市' (Sapporo City).

Below these dropdowns is a red-bordered button labeled '② 選択する' (Select). To the right of the dropdowns is a green-bordered box containing the text '補足事項' (Supplementary Information). At the bottom right of the page is a small note: 'Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved. ●このページはPDFです'.

- 「サービス分類選択」「都道府県選択」「お問合せ先選択」を選択します。
- 「選択する」ボタンをクリックします。
- 連絡先が表示されます。

○「サービス分類選択」は、「居宅施設」がデフォルトで設定されていますので、「地域密着型」及び「基準該当」の場合は、チェックして選択してください。